行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	学校開放施設の利用の許可
根拠法令及び条項		・社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 45 条 ・学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条 ・スポーツ振興法(昭和 36 年法律第 141 号)第 13 条
所管部課名 5		環境文化部 文化スポーツ課
審	関係法令等及 び条項	 ・学校施設の確保に関する政令(昭和24年政令第34号)第3条 ・多治見市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条 ・多治見市立学校施設の開放に関する規則(平成11年教育委員会規則第2号) ・多治見市立学校の施設設備の利用に関する規則(昭和56年教育委員会規則第6号)
基		多治見市学校施設の開放に関する規則第 10 条による申請が 適正になされること。
準	基準	
	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 1日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日(機関名 協議機関 日(機関名 処分機関 1日
	設定年月日	平成13年9月21日 最終変更年月日
備	考	